

平成28年第1回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成28年3月11日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成28年3月11日（午前9時00分）

出席議員 1番 若宮 淳也 2番 西井 仁司 3番 溝口 周生
4番 岡村 広彦 5番 舟瀬 勝 6番 登 喜三雄
7番 濱岡 裕之 8番 牧 幸作 9番 木本タエ子
10番 福井 秀治 11番 八木 淳

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	生活環境課長	山下 弘文
副 町 長	藤田 心作	産業振興課長	山下 喜市
総 務 課 長	西岡 一義	建設課長	北村 晴紀
政策調整室長	中井 宏明	会計管理者兼出納室長	中川美知彦
住 民 課 長	岡谷 吉浩	教育委員会教育長	中西 正典
税 務 課 長	中井 均	教育委員会事務局長	作野 和幸
福祉保健課長	中西 力		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	中西 章	書 記	迫本 晃
書 記	中川 知央	書 記	大谷 悦正

議事日程

- 日程第1 一般質問
1. 10番 福井 秀治 議員
 2. 3番 溝口 周生 議員
 3. 6番 登 喜三雄 議員
 4. 1番 若宮 淳也 議員
- 日程第2 各常任委員長 審査結果報告、質疑
- 日程第3 討論（議案第1号～議案第33号）
- 日程第4 採決（議案第1号～議案第33号）
- 日程第5 度会町選挙管理委員及び度会町選挙管理委員補充員の選挙
- 追加日程第1 議員提出議案の上程（発議第1号～第2号）
- 追加日程第2 提出理由の説明（発議第1号～第2号）

追加日程第3 質疑、討論、採決（発議第1号～第2号）

日程第6 議員派遣の件について

日程第7 閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）

上程議案

- 議案第1号 平成28年度 度会町一般会計予算
- 議案第2号 平成28年度 度会町国民健康保険特別会計予算
- 議案第3号 平成28年度 度会町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第4号 平成28年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第5号 平成28年度 度会町介護保険特別会計予算
- 議案第6号 平成28年度 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算
- 議案第7号 平成28年度 度会町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第8号 平成27年度 度会町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第9号 平成27年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第10号 平成27年度 度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第11号 平成27年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第12号 平成27年度 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第13号 平成27年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第14号 度会町課設置条例等の一部を改正する条例について
- 議案第15号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 度会町行政不服審査会条例について
- 議案第17号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第18号 度会町審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例について
- 議案第19号 度会町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 度会町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第24号 度会町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

- 基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 度会町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第30号 度会町地域福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第31号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第32号 伊勢市との定住自立圏形成協定の変更について
- 議案第33号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第1号 専決処分の報告について
- 発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第2号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例について

◎開会の宣告

(9時2分)

○議長（八木 淳） 会議の前に一言申し上げます。

本日は、3月11日です。平成23年当時第1回審議会の会議中に東北地方を襲った太平洋沖地震及びその後続いた大津波により甚大な被害をこうむった日から、ちょうど5年がたちました。

現在も復旧中ですが、一日も早く復興ができますことを切にお祈りいたしております。

それでは、会議を始めます。

ただ今の出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって、平成28年第1回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより、一般質問を行います。

質問者は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いします。

10番 福井秀治議員。

《10番 福井 秀治 議員》

○10番（福井 秀治） 皆さん、おはようございます。

10番議員の福井秀治でございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告させていただいております、二つの件につきまして、それぞれ町長に質問をさせていただきます。

まず、少子化対策における若者の出会い支援についてでございます。

日本の婚姻件数が減り続けておりまして、厚生労働省の推計では、去年は63万5,000組で、戦後最小を更新する見通しということであります。

日本では、婚外子、いわゆるシングルマザーから生まれる子供が2%余りで極端に少ないわけでありまして。一方で、妊娠が結婚に先行する、いわゆる「できちゃった婚」で生まれました第1子は25%強となっております。結婚と出産を一体として考える人が多いということをお話するものであります。

このことから、婚姻件数の減少に歯どめがかかれば、国を揺るがす少子化が一層進むわけでありまして。希望しながら結婚できない若者たちの思いを聞きますと、適当な相手にめぐり合わないという声が群を抜いております。

まず、取り組むべきは出会いの場を提供することということになります。ここに来て、各自治体も積極的に婚活支援の取り組みに動き出してまいりました。伊勢市では地方創生の取り組みの一環として、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ことを目的に、「いせ出会い支援センター」を設置し、南勢地域の結婚相談の拠点とすとして、去年の10月よりスタートをいたしました。

三重県が四日市市に設置しております、「みえ出逢いサポートセンター」と連携し、婚活イベント等の情報提供やセミナー開催を行い、結婚を希望する人が結婚できる地域社会の実現に向けて取り組まれていくとしておりまして、去年、平成27年10月21日から、ことし、平成28年1月末までの利用者数は663人ありまして、6割が男性、4割が女性とのことあります。

これらの事業の成果を上げるのは、広域での連携による取り組みが必要であり、このような連携こそが地域の生き残りにつながるものと考えます。

町長さんも覚えておられると思いますが、去る1月9日、伊勢シティホテルで開かれました、伊勢度会地区の四つの商工会によります賀詞交歓会には、約150人ほどの商工関係者が集いました。来賓の方々の挨拶の中で、伊勢市長の代理で出席されました副市長が、このいせ出会い支援センターを紹介し、説明をされておられた

のを覚えておられると思います。

結婚支援を含めて、少子化対策の成果を上げるためには、広域での連携、例えば、図書館など施設の共同利用から、勤務地に合わせた保育の互換性などの取り組みが必要と考えます。ちょうど、この3月議会に議案第32号、伊勢市との定住自立圏形成協定の変更についてが上程されております。自治体間で結婚支援への取り組みを行い合い、より一層の成果が上がるよう協定が結ばれることとなります。

私は、昨年9月議会において、一般質問で少子化対策について尋ねましたが、その際、いせ出会い支援センターの件を紹介しながら、度会町も結婚支援に向けて進み出るときが来ているのではないかと質問させていただきました。

そのときの町長の答弁について、議事録を取り寄せて確認してみましたが、それは従来から進められてこられた子育て支援策については、雄弁に語られてはおりますが、結婚支援策については、多くを答えていただくことができませんでした。

本日、ここで町長さんに、この結婚支援について、どのようなお考えをお持ちか。そして、この先、具体的な取り組みについて、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） 皆さん、おはようございます。

ただいまの福井議員さんの質問にお答えする前に、御承知のように、東日本大震災から、あの大きな地震・津波、また原子力の原発の事故から5年が経過いたしました。そのことについて、一言申し上げたいと思います。

今、こうして目を閉じて、あのときの当時の大地震と津波の発生したときを思い浮かべてみますと、当時、本当に私的にではございますが、大変頭が重くなり、もう何か言葉の言いようもないような、非常に胸の痛みがずっと続いて、悲痛な気持ちでいっぱいであったことを思い出してきます。

先ほどは、皆さん方とともに、東日本大震災の5年の経過に伴いまして、多くの被災された方々に対しまして、御冥福をお祈りし黙祷をささげましたが、いまだにふるさとに戻ることができない方々、また、そんな方々が一日でも早く御自分のふるさとに戻り、もとの生活に戻られるよう、また完全に国のほうを中心に一日も早い復興を、皆さん方と強く願うとともに、東北の方々が今も頑張っておられますけども、これからも前向きに人生を歩んでいかれることを願いたいと思います。

それでは、福井議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

議員さんのおっしゃるとおり、若い人たちの未婚者の結婚しない理由が、「出会いの場がない」、そして、また「理想の相手に出会えていない」という意見が非常に多く、特に、20歳から30歳代の若い人たちは、結婚願望を持ちながら、未婚のままであるという状況が続いております。

今後、社会全体で、こうした結婚を希望する人たちの応援をできるような機運を

つくっていく必要があるということは、もうこれは言うまでもございません。

当町のほうも漸少的な少子化の中で、思い切った支援を講じなければならない時期が、議員さんが先ほど9月の質問もございましたけども、私は、多くそのことに語っていないと、今までの結婚に対しては、かなりの回答もあったけどということも言われましたけども、そのタイミングがもうそろそろ迎えてきております。

御質問のこの出会いの支援につきましては、国の地方創生の流れの中で、まず、三重県におきまして、議員さんのおっしゃるとおり、平成26年12月に、四日市市のほうに、まず、三重県の「みえ出逢いサポートセンター」を開設をされ、また出逢いイベント等の情報提供とか、結婚や家族形成に関するポジティブな情報の発信に努められておるところでございます。

また、都市部からの距離とか、アクセス、それから地形の条件が不利な地域であります、この当町も含めた南部地域におきましては、南部地域の活性化基金事業として「出逢い・結婚支援補助金」というのを時限的ではございますが創設をしていただき、人口流出の著しい地域内の市町等が連携する取り組みに対する支援が施されております。

この基金につきましては、これが継続かどうかというのは、非常にちょっと今のところ継続はできないんじゃないかという見通しもございます。

近隣地域の取組状況としましては、近々では、運営主体や企画内容もいろいろ、それぞれがみな地域の取り組みが違っていることを聞かせてもらっております。当町は、まだそこまでは至っておりませんが、一例としましては、鳥羽市の取り組みを挙げますと、昨年7月に近鉄と共同で「京都への日帰りツアー」というのを企画されて、貸し切り特急での出逢いイベントを開催されたと、その中で32名が参加をして、4組のカップルが成立したということの報告も受けております。行政の単独によって企画におきましては、成果が全くないということも少なくないんだということも、近隣町村から聞いております。

福井議員の御質問にありましたけども、昨年10月に伊勢市が「いせ出会い支援センター」を開設され、伊勢市のみならずこの近隣市町を含めた南勢地域の結婚相談拠点に位置づけをして、地域の婚活イベント等の情報の提供、それから結婚に関する意識啓発等に向けたワークショップとか、セミナーといったことを、実施することによって結婚を希望する人が結婚できる地域社会の実現に取り組まれているところでございます。

これは、参考として提供させていただきますと、議員さんのおっしゃったとおり、1月末までのデータでは663人ぐらいが、それを利用されまして、また、オープン記念イベントとして、当時開催されました「バレンタインパーティー」というので、定員が60名というところで130名の応募があったということで、その中から、30組

のうちに11組のカップルが成立したということで、これは本町からも参加者も含んでおりまして、どれぐらいかは、ちょっとわかりませんが、非常にありがたいことだなと思っています。

そういったような広域参画による効果が、非常に伺えたのではないかと考えておりますし、また、大いにこの相談支援センターにつきましては、当町だけでなくして、近隣町村も大変な高く評価をしておりますし、期待をしているところでございます。

このような流れの中で、先ほど議員さんがおっしゃいました、本定例会に議案第32号として、伊勢市との定住自立圏形成協定の変更ということについて上程をして、ただいま審議をさせていただいておりますが、その圏域内で連携して出会いとか、結婚への支援に取り組む体制づくりを、これからも整えていくという所存でございます。

本町の人口は、2000年ごろから自然減少が続いておりまして、合計の特殊出生率が「1.47」というんで、県下の平均を下回っている状況にございます。この出生率の低さにつきましては、特に若い世代における未婚率の高さが大きな要因として考えられます。

町としましても、これからのこの課題解決の一つとして、結婚へのサポートが必要という思いから、昨年10月に策定をしました「度会町まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきましても、「出会いコンシェルジュ事業」として、地元の縁を活用した出会いの場づくりに注力した取り組みにつきまして、民間の団体や地元の組織などにも活躍してもらいながら、これから推進をしていく所存でございます。

今後、伊勢市が中心の「いせ出会い支援センター」の活動を中心に、近隣市町との連携も行いながら、当町の結婚の支援を推進していきたいと考えています。

また、当町単独でも出会い支援のために、議員さんが、昨年9月に、私の回答では、非常に多くの回答を得なかったということでございますので、しっかりと受けとめさせていただいて、若い人たちの出会いの場の設定とか、それから出会いが少ない若い人たちのために、民間からの新しい時代の仲介世話役の方々というのを、発掘していくことにも視野を入れながら、一步一步取り組んでいきたいなと思っています。

この問題につきましては、深く考えますと、やはり人の身分権の保障のこともありますので、慎重に、かつ、できれば水面下で、人と人との結びつきというのを願いながら実施をできればと考えております。

そういったことで、今後も町議会議員さんの皆さんや住民の皆様方の御協力、また御意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、遅まきながらではございますけれども、そろそろ、腰を上げて立たなければならない時期だと思っています。

す。よその近隣町村よりは、おくれる、早くやっているということの区別、そこから識別しますと、おくられているという皆さんの印象はお持ちでしょうが、これからも議員さんがおっしゃった、私どもが生きてきた中での、今までの教訓も生かしながら、これを大事にして、新しいことで、人の結びつきを積極的に推進していきたいと思っておりますので、御理解のほどを、よろしくお願いいたします。

○議長（八木 淳） 福井秀治議員。

○10番（福井 秀治） 大変、前向きな答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。

鈴木伊勢市長さんはいろんな会合の際など、機会あるごとに、このいせ出会い支援センターについてお話をされるそうであります。

中村町長の口からも、ぜひとも発信していただきますよう、お願い申し上げます。

折しも、ふれあいトークのときでもあります。どんどん発信していただければ、結婚支援にも大変熱心な町長と、さらに評価が上がるものと信じております。

次の質問に入る前に、先ほど議長、町長からもお話がありましたが、今日3月11日は、東日本大震災が発生した日であります。1万8,000人を超える膨大な数の死者、行方不明者が出ました。同じく災害に遭遇し亡くなったペットの数も、半端な数字ではないと思っております。改めまして、謹んでお悔やみを申し上げ、より早い復興がかないますようお祈り申し上げます。

それでは、これより大災害時におけるペットの避難・救援について、伺います。

数多くの方々が、犬・猫をはじめ、いろいろなペットを家族同様の愛情を注ぎ、大切に飼育されております。中には、家族以上であると広言してはばからない人さえも結構おられるのではないのでしょうか。

度会町における犬の登録数は644匹と伺っております。猫につきましては、数の把握はできていないと思っておりますが、今、空前の猫ブームでありますので、犬と猫の飼育数の差も年々縮まってきており、近いうちに猫が犬を逆転するだろうと言われております。

命あるペットにおいても、人間と同じく大災害時の際の避難・救援への道筋について、早急に考えていかねばならないと考えます。

災害に備えての飼い主の心構えや備えとして、飼い主と責任としてのしつけや、備蓄品に避難用品、それらを確保しておく必要があります。大災害が発生すれば、家族とともに、ペットを連れて避難所へ行かれることが想定されます。避難所の限られた空間では、動物アレルギーのある方や動物が苦手な方、幼い子供たち、そして、心身を休めたい人など、さまざまな人々が集まりますので、周りの人への配慮は必要であり、避難ペットの飼育ルールの指導、そして、避難・救援体制の仕組みなどの情報を、全戸に配信し人々の共通の認識となるよう努めなければならないと

考えます。

行政として、これらの指針も示していく考えはお持ちなのか。

ちなみに、この伊勢市では、既に策定されていると聞きますが、獣医師会や保健所と連絡協議され、度会町に沿ったものを示していただきたいと思います。町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、ただいまの福井議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

犬や猫等のペットに対し家族と同じ愛情を持って、飼育されている動物たちへの大災害が発生した場合の避難と救援についてという行政の対応はという御質問だと思います。

当町では、まず、災害時のペットの避難と救援につきましては、平成27年3月に策定をいたしました度会町地域防災計画の中に、明記をまずいたしております。

また、その対応を考慮して、基本的に対応をしていきたいと考えておりますが、まず、ペットにとって、災害時には、安全な避難空間を確保することというのが、大切だと思います。

そのためには、議員さんのおっしゃるように、飼い主の責任が、まず第一となります。また、飼い主が、そのペットと同行し避難するペットの対応に、これから努めていきたいと思いますが、同行避難者である飼い主には、ペットの避難場所の指定、避難者の方々に配慮をしながら、飼い主さんとの協議を行って、同行の避難に配慮した対応を行っていくことだと思っております。

また、町としましては、公益社団法人三重県獣医師会の助言や協力を得まして、飼い主責任を基本とした、ペットの管理場所とか、それから救護所というのを設置するように努めていきたいと思っております。

また、大災害時には、当然ながら、人命の尊重と人命救助というのが第一でございますので、避難の指定所や避難所では、ペットと避難者の方々との配慮を十分に留意して、相互の協力を得ながら、対応していくということが大切だと思います。

例えば、ペットを避難場所に隣接した場所で管理をする場合に、ペットが人にかみついたり、また、鳴き声が騒音にならないよう、あるいは、また動物が苦手な人もお見えになりますので、その方々がストレスが生じないように、それから、またペットの排せつ物やとか、抜け毛といったものの衛生問題が生じないように、あるいは、また、動物アレルギーの人への配慮とか、それから、またそこでの食物の供給のバランスの問題ですが、供給不足のときに、人か動物へ配分するのを、どの量でするかという問題とか、いろんな問題が生じてまいると思います。それらにできるだけ対応できるように、個々に災害時に備え、今後、対応を日ごろから、まず一歩

一歩努力を積み重ねていきたいと思っております。

まず、この3月29日には、議員さんがちょっとおっしゃいましたけども、三重県獣医師会の伊勢志摩支部との災害時協定を締結させていただくことになります。今後、大災害時でのペット対策を県獣医師会の助言・協力を得るわけですが、飼い主を基本とした同行避難を想定して応急仮設住宅に隣接したペットの管理場所というのを設定していきたいと考えております。

同時に家族同様に、ペットを愛護する飼い主自身の責任において、エサとか、水の備蓄、適切なしつけ、それから感染症予防等に必要な措置を、飼い主さんそのものが取られるような日ごろから周知啓発を行ってやっていきたいと思えますし、避難場所につきましても、人とはやはり応急仮設住宅の隣接とか、避難所とは申し上げましたけども、これが原則でございますけども、やはり人とは別の場所を検討していくことが望ましいのではないかと考えております。

3月29日の県獣医師会との協定の締結をいたしました後、以上のような点をしっかりと考慮して、人だけでなくペット動物にも可能な範囲で配慮する対応等を、これからも講じてまいりたいと思っておりますので、どうか、議員の皆さん方のアドバイスや御意見も、今後、よろしくお願いをしたいと思えます。

○議長（八木 淳） 福井秀治議員。

○10番（福井 秀治） 今後、しっかりと進めていただけるということで、本当にありがとうございます。

南海トラフによります東海・東南海地震が近々発生するといわれてましたから、結構たってまいりましたが、それでも、いつ起こっても不思議ではないわけでありませう。空振りであれば一番いいわけですが、万が一に備えて準備だけは怠らないようにしなければならないと思えます。

そして、このことは平時においても、ペットに対する思いやりや飼育するルール、社会環境の向上につながっていくものと信じます。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八木 淳） 以上で、福井秀治議員の質問を終わります。

続きまして、3番 溝口周生議員。

溝口議員については、自席でお願いいたします。

《3番 溝口 周生 議員》

○3番（溝口 周生） 3番、溝口周生。ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回は、介護保険制度の改悪の動きについて、質問をしてみたいと思えます。

2018年度の介護保険制度改定に向けた議論が、厚生労働省の審議会で開始されま

した。今回の改定議論で、削減の標的にされているのが、要介護1、要介護2の人の暮らしを支える生活援助サービスです。この2014年に安倍政権と与党が成立を強行した医療・介護総合法では、要支援の訪問介護・デイサービスが介護保険から外され、市区町村の事業に移されました。2017年度から全自治体で実施をするとしていますが、各地で受け皿不足が浮き彫りになるなど、利用者・家族の不安を高めています。特別養護老人ホームの入所条件も要介護3以上に厳格化され、要介護2以下の人たちの行き場探しが、ますます困難にされています。

それに追い打ちをかけるように持ち出されてきたのが、生活を支える要介護1、2の保険外しです。高い保険料を払い続けた上に、介護サービスが必要と、介護認定されても、それに見合ったサービスが受けられないほど矛盾した話はありません。保険の根幹にかかわる大問題です。

介護保険の改定議論がスタートした2月半ばの厚生労働省の審議会に出された資料には、改悪の方向がずらりと盛り込まれました。軽度者への支援のあり方、福祉用具、住宅改修、利用者負担と抽象的な記述ですが、政府の念頭にあるのは軽度者の利用できるサービスも制限や負担増です。

焦点は要介護1と2の生活の援助サービスも介護保険では自立度や健康状態によって軽い人から重い人へ要支援1、2から要介護1から5まで7段階の認定が行われ、その認定の度合いによって受けられるサービスが決められておりますが、その受け皿が再びこの要介護1、2外しによって、各自治体の裁量にゆだねられることになるのではないのでしょうか。

我が町も努力をしてサービスを低下させないように頑張っている、そうした各市町もたまったものではありません。

介護保険財政への公的公費支出を何とか抑え込みたい安倍政権は、軽度者の使える保険サービスを削減する方向を強めてきました。財務省の財政制度審議会などは、生活援助で掃除や調理の利用が軽度者に多いことを繰り返しやり玉に挙げてきています。乱暴な意見です。介護保険の掃除や調理の支援は、ケアプランに基づき計画的に実施されるものです。専門家が生活援助に入ることで、利用者の状態の微妙な変化にも気づき、早期対応が可能になります。生活援助の保険外しは、そのような対応を極めて難しくします。その結果、利用者の重症化が進めば介護保険財政を圧迫することにしかありません。

安倍首相は、2012年度末の政権復帰後、一定所得以上の人の利用料2割負担や、介護報酬の大規模なマイナス改定などを、毎年のように実行しています。最終的に介護認定者の安心安全の生活を支えるのは、介護保険による介護保障とそれぞれの自治体の責務によって守られますが、相当の覚悟で臨まないと、要介護1、要介護2の介護外しになりかねません。

そこで、町長のお考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、ただいまの溝口議員さんの質問にお答えをしたい
と思います。

まず、先を読んでおられる質問だと思えますけども、2018年度の介護保険の改正
についての質問で、私の首長としての所感はということでございます。

御承知のように、まず、2015年4月に介護保険制度の改正によって、おっしゃる
ように要支援1、2の方々が利用する一部のサービスを、2015年以降に、順次、地
域支援事業に移行し、それぞれの地方自治体が実情に合わせた介護予防事業やとか、
生活の支援事業というのを行うことになると、従来の介護保険事業から外れて、地
域のお互いの支え合いによる互助の精神で行っていくというふうになりましたと受
けとめております。

国の方針としましては、介護保険事業体制の持続と、それから増大する社会保障
の費用を抑制するために、それらの事業を地方へ移行していかないと、継続が困難
となること。

それから、もう一つは、高齢者の増加する今後の社会の中で、高齢者が元気で自
立できるような社会を構築していきたいということが、2点から、国の方針として
改正の趣旨であろうかと、私自身は理解をしております。

当町も、既に決定された国の施策をいい方向に、安全で安心して暮らせる社会を
目指して、この改正を推進していけるように、平成28年4月から、他町村に比べま
しては、ちょっと早いんですけども、地方総合の支援事業に移行させるというこ
も準備を進めながら、平成29年度に「地域包括ケアシステム」を構築という、一番
大事な基礎が、ここにかためられるように事業を進めていきたいと、このような方
針を描いております。

この制度改正によりまして、介護保険制度の通所介護、いわゆるデイサービス、
それから訪問介護事業の利用者が減少するんじゃないかという懸念がございますが、
私もその件につきましては、ほぼ間違いないかと思っております。

しかし、やらなければならない、そのサービス利用者の皆様方に対しては、決し
て、我が町としてはよい影響がないと思えますので、地方自治体としては、それを
補うべく、しっかりと支えながら最大限の努力を惜しまずに、この事業の移行を、
この4月からスタートしていきたいと、重点的に考えております。

溝口さんの御質問は、これをちょっと前提で前置きをしましたけども、この一歩
先を見通した、次の介護保険でいけば、第7次の3カ年の計画も、国の施策方針で
あるかと思えますし、この改正についての質問でございます。

それにつきましては、既に要介護が1から5という段階が、今ございます。その中で1から2の介護保険事業内での介護サービスの内容が対象外となっていくのではないかと、これを考えますと、今後のサービス利用者の方々には、大変大きな不安やとか、あるいは懸念が生じてくるのではないかと考えております。

私的には国の方針も理解できる点もありますが現時点では厚労省の社会保障協議会で協議が始まったところです。賛否両論のいろんなご意見が出ているとも聞いております。データも取得しております。

今後、この軽度者への、特に支援のあり方につきましては、慎重に、特に、詳細にわたって、御検討を重ねていただくことを、この審議会に強く願うとともに、国民から、やはりその結果全てについての合格点というのは、社会保障ではなかなか満点というのは得られにくいと考えておりますので、社会保障制度の、非常に持つ複雑な状況がありますので、そういったことは地域で受けとめて解消に努力していきたいと考えております。

現実的に、具体的に申し上げますと、先ほどおっしゃられた調理とか、それから買い物のサービス、それから掃除、洗濯、それからそれらの方々の食事の介助とか、それからトイレの介助、そういった各種サービスにつきまして、費用負担や利用者負担というのを、しっかり今後、協議をして、適切な配慮の上に改正をしていただきたいなという気持ちがいっぱいで、それを期待しているところだと思っております。

特に、要介護1、2の認知症の方々への対応と、それから現行制度をやはり、いい制度どうかというんやなしに、制度がありきですので、要介護1から5までの制度というのは、しっかり遵守をしていただきたいなということを、国には強く願いたいと思います。

そして、また国民にとって、いわゆる満点ではないですけど、ほどよい福祉の向上が得られるような各種サービスの仕分けを行っていくことが望ましいと考えております。

当町としましては、国の改正状況を、先ほど申し上げましたようなことを注視しながら、地域の住民の皆さんが、少しでも不安が少なくなるように、そして、安全安心して老後を迎えて暮らしていけるよう、地域の実情に即した行政と住民の皆様のお互いに支え合いをするというビジョンで示したけども、度会町としては、「みんなが満足して自分らしく生きることが出来る町」というのを目指して、各種事業を進めてまいりたいと考えています。

今後とも、町議会議員の皆さん方、また地域の住民の皆さん方、並びに各団体の方々の御協力をいただかないと、なかなか今後の高齢化の社会を乗り切るのは、大変困難だと思っておりますので、そういったことで、一つ一致団結して乗り切っていく

いと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（八木 淳） 溝口周生議員。

○3番（溝口 周生） ただいま答弁の中で、要介護1、2がそういう状況になっても、外されるというような状況になっても、当町としては責任を持ってそれにかわるサービスを継続していくという心強いお言葉をいただきましたので、安心をいたしておりますけども、とにかく高い保険料を払っているわけですから、町村会としてもやっぱり実情をしっかりとらえた上で、国のほうへも要請を強めていただきたいと思いますけども、その点について、いかがでしょうか。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） 我々が所属する15の町村会がございます。三重県では29ございますけど、市長会もともに入れて、そんな中で、いろいろとこの介護保険制度だけやなくして、いろんな皆さんの要望を、大きな視野の中で取り上げながらいくという姿勢は、今も変わってないつもりでおりますし、また、町村会長さんはじめ、私、度会町だけの意見だけではいけませんけども、いろんなことで近隣町村との連携をとりながら、これから広域連携の大切さということを、よく重視した上で、今のような話は要請なり、そういったことの活動もしていくのではないかと思いますし、また、そういう中では、私的な意見を、溝口さんとちょっと意見は違うところがございますけども、はっきり言いまして、私的には。しかし、皆さんの幸せを願う気持ちは同じですので、そういったことの中から、また努力をしていきたいと思っておりますので、よろしく認識をお願いしたいと思います。

○議長（八木 淳） 溝口周生議員。

○3番（溝口 周生） ぜひ、高齢者が安心して介護が受けられるような制度を構築していただくために、ぜひ、頑張ってくださいたいとお願い申し上げまして、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（八木 淳） 以上で、溝口周生議員の質問を終わります。

暫時、休憩をいたします。

（9時44分休憩）

（9時53分再開）

○議長（八木 淳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番 登喜三雄議員。

《6番 登喜三雄 議員》

○6番（登喜三雄） 登喜三雄です。

議長の許可をいただき、今回は各種の行政計画と財政の見通しについて、町長に質問をいたします。

さて、本町は自主財源は3割で、7割を他に依存する自治体の一つです。しかし、

厳しい財政状況の中、過去3カ年にみるように、財政指標の一つである「経常収支比率」が、ほぼ80%を下回り、不断の努力によって財政構造に弾力性が保たれているといえます。財政当局のたゆまざる努力を評価いたします。

一方、多岐にわたる行政分野の水準を向上させるため、第6次総合計画を頂点にしながら、防災、保健福祉、教育、文化、道路、橋梁、河川、環境、産業振興、観光等の分野で各種の個別計画が存在いたします。

加えて、人口減少社会における対策として、「度会町まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、39事業が計画策定されたところでもございます。

懸命に知恵を絞って策定された各種の計画が、果たして実りあるものになるのか。それにはハード面・ソフト面、いずれの計画も投資的経費と消費的経費に分類しながら、一体幾らの費用が必要になるのかを見きわめておく必要があります。

平成28年度の一般会計予算を見てみても、既に自主財源の柱であります、約7億円の町税に対して、これも約6億円が人件費として消費される予算構造となっております。油断してはなりません。少しタガを緩めると、簡単に財政は硬直化していきます。

それで、まず、平成24年度から平成26年度、過去3カ年の普通会計における決算の状況から、平成28年度以降、消費的経費を抑制しながら、投資的経費をどれほど確保していけるのか。このシーリングをもとに、各種の計画行政における財政計画が示されなければなりません。

まず、1点目の質問です。

財政なき計画は無力です。絵に描いた餅、計画倒れにならないのか心配です。各分野における各種のまちづくり計画の財政の見通しをお聞かせいただきたいと思えます。

決算の状況において、財政力指数、自主財源構成率、町税収入額、繰入金、それぞれの3カ年の推移が示す意味合いを考えると、町税が減少しているにもかかわらず、自主財源と財政力指数が伸びている。これは私は、財政調整基金等からの繰り入れが作用したものと推量いたします。

裏返してみると、財政調整基金、町債管理基金等の貯金が目減りしているともいえます。この見方に対する所見もお伺いをさせていただきたいと思えます。

もう一つの見方といたしまして、町税に占める産業別の依存度を分析することを提言いたします。そこから町民の所得の依存先が見えてまいります。いわゆるどの分野に予算を配分し、還元すべきかの見方が出てまいります。このことは、財政力を強くすることにもつながります。あくまでも、農林業を基幹産業としながら、果たして、度会町の主力産業として町民の所得を依存できるのか。雇用を依存できるのか。アバウトな見方として、町税がサラリーマン階層からの納税に頼るところが

多いことは明らかであるものと思われまます。

一度、税制の分野から見つめ直してみることを提言いたします。

三つ目の質問は、この私の提言に対する町長の所見をお尋ねいたします。

他方健全財政を堅持しながら、度会町の行政水準の向上を目指して、他の自治体と比較して、町民の皆さんに辛抱願っている分野に果敢に挑み、もって「満足度・幸せ感」の向上、醸成につなげていく必要があります。

最後、4点目の質問です。

次の計画課題に対して、町長の政治信条と財政の見通しについて、お尋ねをいたします。

まず、一つ目は、町民文化ホールの建設についてでございます。

私は、先日も町民体育館で行われた「芸能発表会」を観覧いたしました。この日は、雨の予報で体育館の屋根の音が心配されましたが、幸い雨を免れ、愛好会の皆さんが用意した別仕立ての音響設備もよく、すばらしい歌と踊りを堪能させていただきました。

以前にも、議論をさせていただきました。体育館シートを敷き、パイプ椅子を並べ、空調設備のないところでの文化芸能活動をはじめ、各種の式典や講演会の開催は近隣市町、県下の市町等比較して、平たい表現ですが、見劣り気おくれがいたします。人々の心を魅力する「ハレ」の空間を提供することは、度会町民に潤いと活力を与えます。

防災・健康づくり機能との複合をも考えた町民文化ホールの建設を望みます。

もう一つデマンドバスの実証について、お伺いをいたします。

本町も、先の国勢調査により高齢化人口が30%を超えました。車を運転できなくなる人がますます増えていきます。買い物に行けない、お医者さんに行けない、買い物難民、医療難民が増加してまいります。人口減少社会の到来が合わせ持つ逃げることのできない課題です。

度会町「まち・ひと・しごと総合戦略」に計画されました「デマンドバス実証実験事業」に、大きな期待を持ちます。精力的に重ねる町長の触れ合いトークでも、必ず出てくる高齢者の悩みです。やるのか、やらないのか、お答えをいただきたいと思います。

この二つの計画課題は、決して贅沢なことを望むものではありません。複合的な文化ホールの建設は、他の市町におくれをとっていること。デマンドバスは、食糧・医療の確保という、まさしく町民の命を守ることにつながります。

定住化につながる魅力あるまちづくりに向けて、町長が常々表現されます。ウサギや亀でなく、町長自らの気概をお聞かせいただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いたします。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、ただいまの登議員さんの質問にお答えをしていきたいと思ひます。

御質問につきましては、三つが主ではないかと思ひておりますので、まず、順番を追ってお答えをしていきたいと思ひます。

まず、登議員さんの御指摘のとおり、平成24年度から平成26年度の普通会計における決算指標を見ても、非常に町税が減少しているということの御指摘と、それなのに自主財源の比率が33.8%から、数字上、37.7%ということで、約4%弱伸びているんじゃないかということでございます。

既に、御承知のとおり、一般的には、まず、自主財源というものがございまして、これにつきましては、予算書を見ていただくとおり、地方税、それから分担金、負担金、そして使用料、手数料、財産収入に加えまして、寄附金、それから御指摘のある繰入金とか、繰越金、諸収入というふうにされております。

このため、この自主財源であります前年度の、繰越金が非常に大きかったり、それから、また基金の取り崩し、特に例を申し上げますと、昨今では簡易統合水道事業の基金の取り崩しは、非常に大きなものだと思います。これは、非常に地味ですけども、大変、私は大きな事由であったと思ひておりますが、こういったような基金の取り崩しが大きかったりしますと、自主財源の比率というのは上がります。また、依存財源である地方交付税が非常に少なくなっても、自主財源の比率が上昇しますと、自主財源の比率の上昇で、すぐさま、議員さんのおっしゃるような財政力が向上したというのは、非常に私どもにとってはありがたい御意見ですけども、これが決して、財政力が向上したというふうには、私自身も言い切れないし、思ひてもおりません。

総合計画などを実現可能するための財政計画が策定をされているかという御質問につきましても、現在、中長期的な財政計画というのは、はっきり申し上げて策定はいたしておりません。

また、単年度の予算編成におきましても、いつも申し上げておりますけども、計画を、やはり立てながら、創意と工夫ということを、やはり非常に簡単な言葉ですけども、非常に実行するのは難しいと思ひながら続けておりますけども、そういったことを皆さん方の大切な税金を運営して、各種事業を推進しているというような状況でございます。

また、身の丈相応のまちづくりという、健全な財政という、身の丈相応ばかりじゃいかんやないかという御指摘もあろうかと思ひますし、そういった理念は持ち合わせておりますけども、安全安心で暮らしやすいまちの実現を図るための、変動するこの社会情勢等に対応した中長期的な財政計画というのは、非常に困難をきわめ

ますので、毎年度、当町としては、必要な施策の計画にあたっては、まず財政的に有利な制度の活用を、まず検討するということ。これはもう当然、県・国のいろいろな交付金含めてでございます。

それと、基金の現在の残高です。それから、御承知のような起債の償還の現在の残高といったものの推移を、毎年チェックをしながら、全体的なところで予算を計上することで、先ほどおっしゃられました健全な計画的な財政運営を推進をしております。

したがって、今後も、総合戦略及び総合計画と予算が連動する仕組みというのを構築していくということ、まず基本的に、職員も理解しながら、職員にそういうことを広めながら各事業を推進してまいりたいと思います。

おっしゃるとおり、「財政の裏づけがない計画は無力である」は当然だと思います。この厳しい財源の中で効率的な運営を心がけながら、まちづくりを考えて、皆さんの預かっている税金を大切にしながら、いつも申し上げるように、時には花火を上げたいんですけど、花火を上げるときの勇気、決断というのは相当なものがございまして、また、今後、議員の皆さん方の御支援と御協力をいただきまして、また進めてまいりたいと思っております。

それから、2番目の質問でございます。

町民税につきまして、平成27年7月1日を基準日として、総務省からの調査の「平成27年度市町村課税状況等の調べ」におきまして、我が町は、3億5,598万円と数字が出ております。

この内訳としましては、御指摘のように、度会町というのは、出稼ぎのまちだということと、農林業がやはり中心のまちでしたので、現状では非常に離農林業者というのが多く出てきて、サービス業務の第3次産業への就労者が増加している傾向でございます。また、商工会さんを中心とした中小商工業者の方々、地場産業を背負っていただく皆様方が非常に苦戦をしている状況でございます。

そんな中で、やはり今後、度会町のもう一回立て直しのビジョンを夢見て、特に町外に発信するようなものづくり産業を見直して、新しい創出産業やとか、新商品とか、技術の開発によって、これからも本町はもっと力を注いでいかなければならないと、このように思って、確信をしているところでございます。

また、法人につきましては、法人税というのが、非常にさみしいんですけども伸びておりません。町内の法人数が調べでは、約大小かかわらず151という状況にございます。そんな中で町税が、おっしゃるとおり、給与所得者のサラリーマンの方々を中心に、84.8%を占めておりまして、3億202万8,000円というような比率でございます。

また、農業所得者は、どうかというと、これは非常に私のもと農業者として、非

常にさみしい結果でございますが、町税が所得が、わずか83万6,000円ということになっております。これはもう0.2%です、我が町の。営業等の所得者が、町税では、大体7.8%で、2,763万円ぐらゐを占めております。

法人の数が少ないというのは、非常に責任を感じておりますけども、こうして第1次産業の低迷が非常に続きながら、サラリーマンの所得が大半を占めているというのが、厳しい今の度会町の現実でございます。

このような中では、議員さんのおっしゃる産業別の所得の依存の分析をしながら、その所得に対しての分配をもとに、いかにこの行政サービスを還元していくかということ进行分析するのは、非常に困難をきわめます。

しかしながら、こういったことに、一つ踏み込んでみようかという気もございません。今後、やはり税収入の財源確保、これはいつも言いながら、なかなか実現しておりません。これをやはり再生可能エネルギー事業の推進で、平成29年度には、少しは入ってくるのかなという取らぬ狸の皮算用はしたくないんですけども、そういった事情で、推進をしていくとともに、そして、また決して諦めずに企業誘致の努力でございますが、これをはじめの初心忘れず、食品加工業を中心とした企業への誘致を今も続けておりますし、また、昨日もそういったことをある業界の方とも話し合っただけで協力、アドバイスを得るといふこともしておりますので、引き続き諦めずに、その努力もしていきたいと思っております。

それから、三つ目の質問より、具体的な質問をいただきました。

まず、一つ目の町民文化ホールについての質問でございます。これは、平成26年第4回の12月定例会で、忘れもしておりませんが、非常にお答えとしては、私としては、必要ではございますが長期的なビジョンに立ち、議員さんも、今、おっしゃられましたけども、単独の文化ホールというのは、非常に難しい。したがって、これから今後、複合施設として、いずれ建設を進めなくてはならない時期が来ると確信をしておりますと、それにつきましては財政状況、それから住民の利便、利用度の問題、それから適切な運用の仕方、文化会館に対してです。

それから、また、他の遂行すべき事業との比較というを勘案しながら、費用対効果を考慮した上で、検討を加えていきたいという回答させていただいております。これは今も変わりませんし、また、複合施設という観点から、文化会館をとらえて、その内容についても、今後、運営面を配慮し、どのような形の複合施設をすれば、住民の皆さんが利便をしていただいて、一般財源の持ち出しが少なく抑えることができるかということ、よく考えながら、これが一番大切だと思いますので、重要課題の一つとして、慎重に検討していきたいと思っております。多額な費用が要る施設というのは、もう十分、私もわかっておりますので、特に、この課題につきましては、順を追って、私の政権でなくても必要なときが来れば、これをやっていくことにな

るのではないかとはおもっておりますけれども、私の中で、いろんな財政の、先ほど言いました公平性配分ということの中では、やはり先ほど言われた芸能発表会の方々の、非常に苦渋の頑張りというの、頭が下がる思いだという、この間、芸能愛好会へお邪魔して、挨拶をさせていただきましたところでございますけれども、あれだけで、それを行いながら住民が満足していくということの立場で、町として、それを踏み切るといふのは、非常にまだ不適切じゃないかとおもっておりますので、やはり複合施設を、これから、例えば健康増進のためのスポーツジムといったことも、もう住民の皆さん方は当然、耳が痛いほどふれあいトーク等でもお聞きしております。そういった課題の中で、度会町は財政状況を、先ほどの1番目の問題に戻りますけれども、やはりどれかをやっていくということになると、新規事業が、仮に、具体的に5億円以上のものになると、二つも三つもやれば、どの政権であっても、大変住民に最後にはつけが回っていくということは、十分に私も承知しております。慎重に、冷静に進めていきたいという気持ちで、皆さんの税金を、先ほど言ったように扱いながら、一步一步進めていくというのが、ほどよい政治じゃないかと、今もそれを確信して、この残されたときも全力投球をしていきたいと思っておりますので、文化会館につきましては、今のところ重要課題の一つとして検討を加えていただきたいということで、お願いをしたいと思います。

それから、二つ目のデマンドにつきましてでございます。これは平成27年12月定例会でも、御質問をいただきまして、また、ふれあいトークに行くと、どの地域でもそういったことが、どんどん来ますので、非常に心が痛いんですけども、何とかしてあげたいという気持ちや、思いはございます。ただ、デマンドバスの実施ということにつきましては、12月の定例会で、平成27年申し上げましたとおり、地域の公共交通会議を通じまして、ここで毎年協議を行って、それからいろいろなことの方策を考えていくということに、基本になっておりますので、今回は、ルートの見直しとか、地域公共の、交通の。それから、ダイヤ改正についてを、買い物や医療通院を中心に検討していただいております。今のところ、その利便性が非常に強い事業だと思っておりますので、この件につきましては、一日でも早く高齢化社会の、先ほど言いましたように、住民の皆さん方の期待に応えたいという気持ちでいっぱいでございますけれども、なおかつ慎重にという言葉がございしますが、総合戦略におきまして、デマンドの実証実験等と表記はしておりますけれども、当町にとりましては、地形的な条件、それから現在運行している三交バス路線を考慮しながら、思い切った策を講じたいと、今、考えておるわけでございますが、当町にとりましては、デマンドバスの、議員さんのおっしゃられる運行、本当の純粋な予約、デマンドバスという形の運行は困難であると考えております。

しかし、この中で、引き続き検討を、これから、また来年にわたって加えながら、

継続して、今後は高齢者の方々の生活利便の期待に応えるために、その目的というのを考慮しながら、角度が違った方法から、今、模索をして、具体化をしていきたいと考えております。

今、三重交通との詳細な話し合い、それから乗り合いタクシーとかいった業務委託等とか、あるいは、買い物困難者への別の面からの医療とは離れた対策、例えば、買い物の困難者の場合は、出張サービスと、今度は出向いていくということの角度からの切り込みも考えながら考慮して、なるべく具体的な形に踏み切っていきたいと思っていますので、この平成28年度から平成29年度にかけて、それを行って、最終的には、私のこの政権の中で具体的な、一つの結果を出していきたいと思っています。突っ込んだ話し合いを、今後、地域公共交通会議を含めて三交さんなんかと話し合いをしていきたいという気持ちでございます。

具体的には、まず段階を踏んでおりますけれども、今のところ一之瀬川流域からの利便ということで、ダイヤの改正というのを4月1日から行っていきたいと思えます。一之瀬川のほうにつきましては、徐々にではございますが、利用者、利便者がふえているという傾向でございますが、ただ、内城田・中川方面の方につきましては、まだ策が出てないんで、この間もふれあいトークで痛いところを突かれまして、大変心苦しくなって、寒さの中を帰ってきた次第でございます。

そういったことで、非常に身にしみてわかっていっている中で、一つ、平成29年、平成30年度ぐらいまでのところでは、具体的なしっかりした案を出させていただきたいと思えます。

また、このデマンドバスの運行につきましては、今、申し上げた中で、やはり一之瀬川の流域、それから宮川流域の中では右岸と左岸地域がございまして、そして、運行に必要なバスの台数とか、それから運転手の確保というのに多額の費用がかかるという点も、非常に難航をきわめるところだと思っております。

そういったことがありますので、デマンドバスの運行ということにこだわらずに、当町の実情に即したバス等の運行を、一步一步積み重ねて実現していきたいと、利便者数の結果も見ながら、踏まえて考えていきたい。決して、時間はもうそう遠くないんじゃないかと思っております。今回の答弁では、そのように御理解をいただきたいと思えますので、また、今後、そういったいろんな策で、切り込み口が変わったことがありましたら、議員さん方々の、またアドバイスもいただきながら、私としての思いは、今いった内容の中で切り込み口を選択して、一本に絞っていききたいというのが、議員さんの昨今、それからその前の定例会での質問に対する答えとさせていただきたいと思えます。

○議長（八木 淳） 登喜三雄議員。

○6番（登 喜三雄） ありがとうございます。

少しは、希望の見える話もお伺いしたんですけれども、私的には、先ほどの町長のお言葉をお借りいたしますけれども、私的には、かなりはるかかなたに希望の光が、少し見えるかなというような思いを受けました。

二、三お話をさせていただきたいと思います。

財政なき計画は無力であると、常々言われております。先ほどお話させていただきましたように、各種の行政計画がございます。昨今では、まち・ひと・しごと創生戦略が39の事業も提案されました。デマンドバスもその一つでございます。

やはり一体、例えば、まち・ひと・しごと創生戦略39の事業、一体幾らかかるんやと、これ5年間の計画でございます。絵に描いたもちにならないようにするためには、幾らかかるのやと、何年度に、これぐらいの程度のレベルまで引き上げて、調整していくんだ、実践していくんだと、そういう財政計画がなければ、その裏づけがなければ、計画は達成できないものと思います。

過去度会町にも、当然、総合計画の裏づけとして、3カ年程度の実施計画と財政計画が存在しておりました。今の行政の状況を見てますと、町長もおっしゃられましたんですけれども、理念とか、ビジョンが先行しております。各種の計画が余りにも多く存在しております。三重県でも、中期財政の見通しを発表しております。これは公表もされ、議会にも提案されております。ぜひ、財政の計画を立てながら、このビジョンの達成に向けて行政を進めていただきたいと思います。それは政策調整室、財政担当課、総務課中心に、ぜひともそういうようなシステムの構築をされるように、お願いをいたしたいと思います。

関連するんですけれども、先ほどの質問にもお答えをいただきました。

度会町の税収の内容を見ますと、町長も回答していただきましたように、昼間人口が少ないということは、やはり出稼ぎに行くサラリーマンの方がたくさん見えると、そういうところから、どういう分野に行政の予算を配分したらいいのかというのが見えてくるのではないかなと思います。その一つは、やはり通勤・通学路の確保として、道路のインフラ整備、これは欠かすことのできない度会町の重要課題だと思います。大雨のときには、いろんなところで冠水して、帰宅困難者が出てくる、そういうような状況下におかれております。そういう目でもって行政を進めていただきたいと思います。

また、町長も言われましたんですけれども、農林業、確かに衰退化しております。しかし、守るべき貴重な産業でございます。新しいものづくりに対して予算を配分しながら、税収の確保、町民の所得の確保に向けて考えていっていただきたいと思います。

計画行政と財政の話、財政の見通しにつきましては、小さなこと、例えばの例挙といたしまして、福井議員の質問にありました、婚活支援の話やら、災害時のペッ

トの話についても、必ずソフト面の事業といえども、幾らかの費用が必要になってまいります。また、溝口議員の要支援1、2の地方への移譲につきましても、当然、町の一般財源が必要になってまいります。そういった財政の見通しを、必ず裏づけにしながら、計画行政の遂行に取り組んでいただきたいと思います。

そういったことで、PDCAですか。プランを立て、実行をして、チェックをして、また、次のアクションにつなげていくというサイクル。しかし、このD、実行するための、特に、この二つ目のステップに移るためには、一体幾らのお金が必要なんだというようなこと、くどいようですけれども、そういうことを念頭に置きながら、度会町政を進めていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八木 淳） 以上で、登喜三雄議員の質問を終わります。

続きます、1番 若宮淳也議員。

《1番 若宮 淳也 議員》

○1番（若宮 淳也） 1番議員若宮淳也でございます。

議長にお許しをいただきましたので、通告書に従い、質問させていただきます。

まず、地域包括ケアシステムの構築について、お伺いします。

国は団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を目指しております。

度会町の総人口の推移は、平成21年から平成26年にかけて、422人減少しています。度会町では、65歳から74歳の前期高齢者よりも75歳以上の後期高齢者人口が多くなっており、75歳以上の人口は、平成21年から平成26年にかけて94人増加しております。高齢化率を三重県や全国と比較しても、度会町は全国や三重県に先駆けて、高齢化が進行しております。

また、平成33年には、我がまちの総人口が8,000人を下回ると予想されております。これらの数字を見ても、高齢者福祉の充実の必要性が高いことは言うまでもございません。

特別養護老人ホームなどの入居施設の充実など、いざというときに入所できる施設は、高齢者にとっても御家族にとっても、当然、必要ですが、一方で度会町は8割近い方が持ち家に暮らしており、他の地域と比べて住みなれたところで暮らしたいという思いも、当然ながら強いと思います。

こういった地域の特性に応じて、度会町が自主的に、主体的に取り組んでいくことが、地域包括ケアシステムの大きなポイントだと、私は考えます。

ただ、町民は度会町が考える地域包括ケアシステムの中身について、十分に知ら

されていない、理解していないというのが、現実だと感じます。

町民の地域包括支援センターの認知も低く、町としての位置づけも少し弱いのではないかと思いますし、町民へのさらなる周知が必要だと、私自身考えます。そして、住みなれたところで暮らしたいという度会町民の思い、ニーズに対応していくこと、また度会町は入院できるような医療施設ありませんし、近隣の病院に通うにしても、バスやタクシーでは費用もかかります。こういったことから医療と介護の連携、訪問介護や訪問看護、通所介護をはじめとする在宅系のサービスの充実を図っていく必要があると考えます。

そこで、度会町が押し寄せるこれからの高齢化社会の問題に対し、地域包括ケアシステムについて、どのように取り組んでいくのか。また、町として、どのように町民に地域包括ケアシステムを認知させるのか。お伺いします。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、ただいまの若宮議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

先ほど御質問いただきました溝口議員さんとの質問の回答と、重複をするところがございます。地域包括につきましては、非常に重複部分が多いと思いますので、それを御了承を得たいと思いますので、よろしく申し上げます。

なお、今回の介護保険の改正におきまして、御承知のように、団塊の世代が75歳以上という、2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住みなれた、議員さんがおっしゃったように自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」・「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」というのが、一体的に提供されるというのが、地域包括ケアシステムという定義でございます。保険者である市町村が地域の自主性とか、主体性に基づきまして、地域の実情に合わせて構築していくことが必要であると言われております。

度会町におきましては、平成28年2月議員さんの御指摘のとおり、高齢化率が30.75%になっておりますし、国や県につきましては、比較しましても、急速に高齢化が進んでおる現状でございます。

そのため、高齢者が今後、可能な限り住みなれた地域で、みずから有する能力を最大限に生かしながら、その人らしく満足した生活を送ることができるように、地域による相互の支え合いというのを行い、満足して生きていくことができるように、第6期介護保険事業計画と高齢者計画の基本理念を、しっかりと受けとめて、先ほど溝口さんのお答えに申し上げましたが、ちょっと表現一字間違っ申しわけございませんが、「みんなが満足して自分らしく生きることができる町」ということでございます。生きることじゃなくて生きることです。ことができるまちということのスローガンにして、今現在、取り組んでいるところでござい

す。

現状としましては、各地区へ出向いて実施している介護予防教室、例えばミニサロンとか、そういったことが具体的になりますが、そういったこととか、また、介護予防サポーター養成講座というのも実施をしておりますし、また、平成27年度には、特に、この認知症の施策を重点的に行いまして、認知症の専門医による物忘れ相談とか、認知症初期支援チームの設置ということに支援を進めながら、一方では、住民の皆さんが参画した地域ケア会議での地域課題の抽出とか、これからの解決策の検討とか、多様な生活支援サービス、先ほど申し上げましたような介護者の対象とする調理、買い物から一体等々と、洗濯、掃除云々です。そういったことの具体的なこと、そういう生活の支援サービスの創出のために、度会町のこの社会福祉協議会とも協議を進めてまいっておりますし、また、これからも進めていきたいと思っております。

また、先日も地域づくり講演会を、社会福祉協議会で開催をさせていただきました、多数の住民の皆様にご参加いただきました。私も一緒に聞かせていただきましたが、あれが全てではないかと思っております。いつも私も日ごろから、地域の福祉の向上という言葉は言っておりますが、大変、具体的なことではございませんが、地域の福祉の向上ということは、これは前提として、いろんな異論もございます。国がこういう先ほど、溝口議員さんの質問があったように、要支援1、2とか、軽度な人を外していくんやないかと、これはもう予算がいっぱいやけども、それが理由にうまいこと地域にほっつけるんではないかというような意見も聞いていますが、これは、私はもうプラス思考に考えるしかなかったんで、私的には、やはり地域の皆さん方との支え合いというのを、やはり基準になってくると思います。我々行政だけやなくして、やっぱり地域の方々との支え合い。特に、防災福祉なんかは、やはり自助、それから共助、公助という言葉。特に、今回のこの地域包括支援につきましては、主張したいのは、互助でございます。自助・共助・公助だけやなくして、互助ということで、決して、この互助を前に出すから行政が下がっていくとか、そういうことはないと思っておりますし、また、行政と一緒に、これを進めていきたいと、やっぱり一番土台となるのは、先日の講演もありましたけども、互助の、やはり支え合いの意識ということを醸成していくということが、非常に取り組みとしては必要ではないかと思っておりますので、度会町としましては、29市町でございますけども、平成28年4月1日から県内では、いち早く総合支援事業に手を付けて、移行をしていって、準備をしっかりとやっていきたいと、このように考えております。重点的な政策の一つでございます。

そこで、平成28年度は前年度からの継続事業におきましては、先ほど申し上げましたような認知症の支援チームとか、そういった等の生活支援サービスの充実を重

点施策として取り組んでまいりたいと思いますし、また、住民の皆さん方が主体となる集いの場所、例えば、先ほど言いましたミニサロンをもっと充実して、中身をもっと変わった形にもっていききたいということ、一年ではできませんけども、ホップステップジャンプでいききたいと、このように思っています。

特に、ミニサロンなんかは、こちらはもう行政、あるいは社協のほうも現場に赴いて、しっかりと体制を極めてやっていきたいと思っていますし、また、特にああいっぱいのお互いの助け合いの中で、今までは大体、75歳を迎えられる後期高齢者の方々が10年前からは中心に行政の中身をしっかりとやって、実行していただいておりますけども、私も含めまして、今度は、この先ほど言いました団塊の世代が、自分たちが今度は困る世代になってくるわけですので、また、75歳以上の方が活躍をしていただいて、ここまでひっぱっていただきましたけども、それをつなぎとして、我々がそれをつなぎながら、やはり若い人の負担が少しでも少なくなるような形にする福祉というのを、私的には進めていきたいというのが理想で、町長になった一つの要因でもございますので、元気な老人が支援をするといったことで参画をしていく時代に入ってきたと思っていますので、そういった形では、地域包括支援というのには、非常にお役所的な概念でございますけども、具体的には、やはりみんなと助け合ってやっていくということで、お金がどれだけあっても、かかっても切りがないという、社会整備資本の中で、できたら、そういった形でお金をなるべく抑えながらやっていくという形で、今後、いろんな度会町の事情に合わせた、必要な生活支援サービスの創出というのを進めてまいりたいと思っています。

また、これらの事業を進めるに当たりましては、今、申し上げましたように、特に、元気な高齢者の方に支え合い活動の担い手となっていただいて、社会参加とか、社会的役割を少しでも、自分とかかわり合いを持って、お互いにやっていくという形で、ひいては御自分の介護予防につなげていきたいという考えであります。

地域包括ケアシステムの構築は、高齢者自身を含めた住民の皆さんが、サービスの受け手から暮らしと地域をつくる主体となっていただくことであって、そのためには、福祉サービスの提供だけではなくして、より一層の住民同士の助け合いを始め、互助の精神を核とした地域づくりを進める必要があると考えておりますので、今後も、一つお力添えをいただきながら、この各種事業を、またいつものとおり一歩一歩進めていきたいと考えておりますので、どうか、御支援、御協力のほどを、よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（八木 淳） 若宮淳也議員。

○1番（若宮 淳也） 御答弁ありがとうございます。

まさに、町長がおっしゃられるように、医療と介護が連携し、また、地域も巻き込んで生活支援や介護予防を行っていくということで、高齢者が安心して、住みな

れた地域で暮らすことができる度会町になると確信します。

この考えを、町民に周知してもらい、町全体で地域包括ケアシステムの構築をしていく必要があると考えます。

今後は、町民への周知、町民との連携をしっかりと取り組んでいただきたいということを申し上げ、次の質問に入らせていただきます。

度会町の学校教育の充実について、教育長に2点ほど質問させていただきます。

今年も学校でインフルエンザが流行していて、子供たちが学校に通えない状況が生じております。インフルエンザなど感染症が流行してしまうと、学校の教育現場も、授業の遅れなどで大変だと思いますし、中学校では高校受験を控えている中、生徒も親も大変だと思います。昔と違い冷暖房の完備がされている中で、教室自体が一つの閉ざされた空間になっており、インフルエンザなどが感染しやすい環境になっていると、子供たちや父兄の方からよくお話を聞きます。

子供たちの学びにも影響が出ますし、親の仕事や、そして家庭の生活リズムも影響が出て悪循環になってしまいます。

また、今からは花粉症の季節ですので、この花粉症というのも子供たちの勉強に対する集中力や学力にも影響が出ると考えます。

そこで、度会町の学校教育のインフルエンザ等の感染症が流行しないように、どのような対策が、現在行われているのか。インフルエンザ等の感染症や花粉症などの対策という視点からは、私自身空気清浄器や加湿器も必要になってくるのではないかと考えます。もちろんアルコール消毒等の対策も徹底が必要だと思います。学級閉鎖、学年閉鎖が起きている中で教育委員会はどのような対策をとっていくのか。現状も踏まえお聞かせ願いたいと思います。

○議長（八木 淳） 中西教育長。

○教育委員会教育長（中西 正典） 若宮議員さんの御質問について、お答えをさせていただきます。

度会町の学校教育の充実についての事項の中で、まず、「教育現場における感染症対策ということについて」お答えさせていただきたいと思いますが、まず、新聞紙上等で、御承知のように今年度も2月上旬ごろから県内での集団感染による学級、あるいは学年閉鎖を余儀なくされた学校が増加状況になってきております。度会町でも2月中旬より、中学校第1学年でインフルエンザが出始めました。2月下旬に各学級で六、七名という多くの生徒の感染者が出るに至りまして、第1学年、3クラス80名でございますけれども、「5日間の学年閉鎖」の措置をとりました。A型もあるんですけれども、B型が比較的多かったと聞いております。もちろん、2・3学年でも感染者は出ておりましたが、各学級ともに若干名で推移をしておりましたために、閉鎖の措置には至っておりませんでした。3月10日、昨日でございます

けれども、ほぼ収束に近づいたと報告がございました。

一方、小学校は、2月下旬まで閉鎖に至る集団感染がどの学級でも見られなかったところがございます。ところが、3月に入って、3年A組の感染者が急増いたしました。3月4日から7日の4日間、8日に登校いたしましたけれども、さらに延長を余儀なくされまして、3月9日から10日までの2日間と、そして、次いで、1年B組が3月8日から10日までの3日間、そして、同じ1年A組が3月11日から13日までの3日間と、相次いで学級閉鎖の措置が取られております。その他の学級・学年では学級閉鎖等の措置には、今のところ至っておりませんが、小学校では依然と流行期が続いている現状にあります。

では、次に、今年度の感染症に対する学校での対策についてでございますけれども、実は、国の厚生労働省健康局から平成27年11月5日付でございますが、「今冬の学校におけるインフルエンザ総合対策の推進について」の指導に基づいて、各学校で予防啓発の取り組みを行っているところでございます。

まず、流行期の前に、インフルエンザの対応についての研修を適宜実施をしております。児童生徒への指導の共通理解を図っております。速やかな現状把握や適切な指導に全校体制で取り組んでいるところでございます。

また、流行の有無にかかわらず、学級担任及び保健委員会というのがございますが、そういう子供たちを中心とする、委員会等で児童生徒の健康観察、あるいは、その記録をとることによって、登校すぐの健康状態の把握に努めております。

さらに、各学校には養護教諭が配置されておりますけれども、その養護教諭の専門性を生かしまして「ほけん便り」を毎月発行しております。その時期に流行する感染症の概要、あるいは予防、感染時の対応について児童生徒、あるいは保護者に周知をしております。予防で最も効果があるとよく言われております、手洗いの励行をはじめといたしまして、うがいや、あるいはマスクの着用、そして、睡眠や栄養の重要性など、感染症予防にかかわる指導、あるいは啓発活動を日常的に行っております。

さらに、教室に消毒アルコールを常に設置をいたしまして、防止に努めております。

しかし、毎年数回の流行期に直面をしております。その期間には、いずれかの学級、あるいは学年の閉鎖措置を余儀なくされるのが、このインフルエンザの集団感染であります。そこで、集団感染時の措置についてでございますけれども、インフルエンザの流行の兆しが見え始めたときに、職員室前にクラス別の感染者数や風邪、あるいは発熱者数・風邪気味の児童生徒数を学級別に毎朝書き込みまして、全職員で状況を共有する。そして、予防のための措置の徹底を図っております。

なお、感染者や風邪の症状が増加したときには、校内でのマスクの着用を指示す

るなどの指導を行っております。また学校医に連絡をとりまして、指導・助言をいただきながら、少しでも感染の拡大を防ぐべくさまざまな措置・対策をとっているのが現状でございます。言うまでもなくインフルエンザというのは、学校保健法の第12条の規定によりまして、第2種感染症の一つに挙げられておりまして、インフルエンザの判定が出た児童生徒には、他の児童生徒との接触を避けるために、直ちに「出席停止の通知」を保護者に渡させていただいております。そして、また医師の診断に基づきまして、発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまでの期間の出席停止・登校許可書の提出をお願いをいたしております。

以上、申し上げましたように、インフルエンザ予防として、さまざまな対策を講じているところでございます。今後も学校と連携しながら、インフルエンザを中心とする感染症の予防並びに感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

なお、空気清浄機等の、そういう設置の件につきましてですが、教室は議員も御指摘のように、非常に密閉された空間でございます。学校では、ウイルスの蔓延を防ぐために、定期的に窓を開放するなどの方法をとっておりますけれども、空気清浄機の設置が除去の対策として有効な予防策であるかにつきましては、度会郡や伊勢市内の学校で、今現在、設置されている学校は今のところございませんので、教室という広い空間に対応した、大型空気清浄機の有効性とインフルエンザの感染症にかかわらず、花粉症のことも念頭に置きながら調査をさせていただいて、検討課題とさせていただければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（八木 淳） 若宮淳也議員。

○1番（若宮 淳也） 御答弁ありがとうございます。

先ほども申し上げましたように、昔と違いまして教室や学校教育の現場の変化もあります。私らのときには、エアコンというのが設置はされてなかったものですから、窓開け、言われますように窓を開けたり等のこと、休み時間には窓を開けるということも踏まえて、そういう対策はしておりましたけども、空気清浄機や加湿器などの設置、アルコール消毒の徹底をするという対策を、今後も、また強めていただき、子供たちのために勉強しやすい環境をとっていただけたらと思います。

続きまして、小学校の卒業式について、質問させていただきたいと思います。

特に、小学校の卒業式は、子供たちにとっても、親にとっても思い出となる大きなイベントになります。学校の現場では、いろいろな企画や考えがあつて、日々取り組んでおられることに敬意を表します。

一方で、住民から指摘を受けていることは、卒業式の服装が自由とされていることで、卒業式としての統一感が欠けているのではないか、あるいは服装にお金などもかかるので、非常に経済的に大きなプレッシャーになっているのではないかとい

うことをございます。

もちろん、それぞれの個性を尊重することは重要だと思えますが、子供たち、親が自由に選択することで、子供たちの間にも格差、心理的なプレッシャーなどが生まれてしまうのではないかと危惧いたします。男女とも中学校での制服を統一させることも考えてみてはいいのではないかと思います。

そこで、そういった卒業を迎える御家庭の意見に対して、教育長はどのように考えているのか。個別では教育長に指摘もさせていただいたんですけども、卒業シーズンになってまいりましたので、教育現場とどのような連携や協議をしているのか。また、今後どのような取り組みをしていくのか。お伺いしたいと思います。

○議長（八木 淳） 中西教育長。

○教育委員会教育長（中西 正典） 続きまして、小学校の卒業式の服装に関することについてでございますけれども、議員御指摘のように、最近の小学校卒業式に臨む卒業生の服装が過度に、華美並びに高額化しているのではないかとという声は、学校現場でも一部聞かれるようになってきたと聞いております。

小学校では、中学校とは違い、基本的な考えとして、通学時の服装は制服の規定はなく自由を基本としております。卒業式におきましても、卒業式は6年間の小学校生活のまとめであり、普段の学校生活を送っている服装、いわゆる平服で出席できればよいというのが従来からの考えと聞いております。服装が過度に華美になることにより、さまざまな家庭環境にある卒業生の児童全員が、笑顔で胸を張って卒業式に出席することが難しくなることが危惧されるところでございます。

昨年の11月ごろ、保護者の方から学校に対してでございますけれども、「中学校の制服に統一できないか」という問い合わせが学校にあったようでございます。早速、検討を行いました。その中で、「中学校の服装を小学校の卒業式に着るのを強制するのはどうだろうか」、あるいは「私立中学への進学も考えられるので統一は難しいのではないか」といった意見がございまして、意見統一は難しい状況であったと聞いております。

また、これらの検討時点で、もう既に、卒業式の服を新調したという児童も数名いたと聞いております。

したがいまして、今年度の児童への指導については、担任から「華美にならないように」、「あくまでも学校の儀式の一つであるので、ふさわしい服装を考えること」という内容にとどまっております。

小学校生活では、自由な服装を基本としている中で、卒業式のときのみ服装の規制をするということには、多くの方々の賛同が得られないことも予想しております。しかし、過度に華美な服装の流行というものによって、卒業式の持つ最後の儀式としての厳粛さ、あるいは、厳かな雰囲気が損なわれ、一部の児童であっても疎外感

を抱いてしまうようなことは望ましいこととは決して言えません。何より卒業式の
主役は卒業生であるということを忘れてはならないと思っております。多様かつさ
まざまな家庭事情にある児童に配慮された温かさのあふれた卒業式であってほしい
と望んでおります。

今後の対応としましては、学校と連携をいたしまして、PTA総会や各学年保護
者会をはじめ、学校にはいろいろな通信がございますので、そういった通信等さま
ざまな機会を通しまして、学校行事における服装については、華美になり過ぎず、
あくまでも平服を基本とするよう保護者の方々に御理解、あるいは御協力を賜れる
よう努めてまいりたいと存じます。

以上、御質問の趣旨に十分お答えできていないかも知れませんが、若宮議員さ
んへの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（八木 淳） 若宮淳也議員。

○1番（若宮 淳也） 御答弁ありがとうございます。

きょうは、2点ほど質問させていただいたんですけども、このほかに度会町が未
来ある子供たちのために対応していかなければならない課題というのは、そのほか
にも山積しておると思いますが、これら一つ一つ丁寧に対応していくことが、度会
町の発展にもつながりますし、若い人たちが度会町に住んでよかったと思ってい
ただけるような取り組みを、今後、期待しておりますので、ぜひとも、卒業式の件
につきましてもそうですが、アンケートや聞き込み調査や、そして保護者会等含めて、
それによって適切な、これからの対応を期待したいと思います。ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（八木 淳） 以上で、若宮淳也議員の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問は終わります。

暫時、休憩をいたします。

(10時3分休憩)

(11時16分再開)

○議長（八木 淳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎各常任委員長 審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各常任委
員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 登 喜三雄議員。

○予算決算常任委員長（登 喜三雄） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第1号 平成28年度度会町一般会計予算、議案第8号 平成27年度度会町一般会計補正予算（第4号）の2議案について、関係課長、課長補佐、係長並びに教育長の出席を求め、慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（八木 淳） ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務教育常任委員会副委員長より報告を求めます。

総務教育常任委員会副委員長 西井 仁司議員。

○総務教育常任委員会副委員長（西井 仁司） それでは、報告いたします。

総務教育常任委員会に付託されました、議案第2号 平成28年度度会町国民健康保険特別会計予算、議案第6号 平成28年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算、議案第7号 平成28年度度会町後期高齢者医療特別会計予算、議案第9号 平成27年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第12号 平成27年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第1号）、議案第13号 平成27年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第14号 度会町課設置条例等の一部を改正する条例について、議案第15号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、議案第16号 度会町行政不服審査会条例について、議案第17号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第18号 度会町審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例について、議案第19号 度会町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、議案第20号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第21号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第22号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第23号 度会町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第24号 度会町税条例の一部を改正する条例について、議案第27号 度会町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第28号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第30号 度会町地域福祉センターの指定管理者の指定につき同意

を求めることについて、議案第32号 伊勢市との定住自立圏形成協定の変更について、以上22議案について、関係課長、課長補佐、係長並びに教育長の出席を求め、慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（八木 淳） ただいまの総務教育常任副委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

総務教育常任副委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業福祉常任委員長より報告を求めます。

産業福祉常任委員長 舟瀬 勝議員。

○産業福祉常任委員長（舟瀬 勝） 報告いたします。

産業福祉常任委員会に付託されました、議案第3号 平成28年度度会町簡易水道事業特別会計予算、議案第4号 平成28年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第5号 平成28年度度会町介護保険特別会計予算、議案第10号 平成27年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第11号 平成27年度度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第25号 度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第26号 度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第31号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡指定管理者の指定につき同意を求めることについて、以上の8議案について、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（八木 淳） ただいまの産業福祉常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

産業福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

よって、各常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

これで常任委員長報告を終わります。

◎討論（議案第1号～議案第33号）

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第1号から議案第33号についてを議題とし討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第1号から議案第33号までの討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

暫時、休憩します。

（11時30分休憩）

（13時00分再開）

○議長（八木 淳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎採決（議案第1号～議案第33号）

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第1号から議案第33号について、採決いたします。

議案第1号 平成28年度度会町一般会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第2号 平成28年度度会町国民健康保険特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第3号 平成28年度度会町簡易水道事業特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第4号 平成28年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第5号 平成28年度度会町介護保険特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第6号 平成28年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第7号 平成28年度度会町後期高齢者医療特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第8号 平成27年度度会町一般会計補正予算（第4号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第9号 平成27年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第10号 平成27年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第11号 平成27年度度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第12号 平成27年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計補正予算（第1号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第13号 平成27年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第14号 度会町課設置条例等の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第15号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第16号 度会町行政不服審査会条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第17号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第18号 度会町審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数

料条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第19号 度会町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第20号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第21号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第22号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第23号 度会町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第24号 度会町税条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成全員であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第25号 度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及

び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第26号 度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第27号 度会町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第28号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第30号 度会町地域福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることについてに対し、原案に同意する方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第30号は原案に同意することに決定しました。

続きまして、議案第31号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡指定管理者の指定につき同意を求めることについてに対し、原案に同意する方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第31号は原案に同意することに決定しました。

続きまして、議案第32号 伊勢市との定住自立圏形成協定の変更についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第33号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてに対し、原案に同意する方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、議案第33号は原案に同意することに決定しました。

以上、議案第1号から議案第33号までの33議案は全て原案どおり可決されました。

◎度会町選挙管理委員及び度会町選挙管理補充員の選挙

日程第5 任期満了による度会町選挙管理委員及び度会町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、松葉勇君、浅井司治君、下里幸彦君、中井克利君。

以上の方を、指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま、議長において、指名いたしました方に選挙管理委員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、松葉勇君、浅井司治君、下里幸彦君、中井克利君。

以上の方が、選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員には、世古武一君、西井諭君、高橋伸雄君、坂本裕君。

以上の方を、指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議長において、指名いたしました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、世古武一君、西井諭君、高橋伸雄君、坂本裕君。

以上の方が、選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序について、お諮りをいたします。

補充の順序は、ただいま指名いたしました順序にいたしたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま指名いたしました順序に決定いたしました。

暫時、休憩をいたします。

(13時10分休憩)

(13時11分再開)

○議長(八木 淳) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議員提出議案の上程(発議第1号～第2号)

追加日程第1 お諮りをいたします。

本日議員提出されました発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について及び、発議第2号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号、発議第2号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2 発議第1号、発議第2号を議題といたします。

それでは、発議第1号に対して、提出議員より提案理由の説明を求めます。

7番 濱岡裕之議員。

○7番（濱岡 裕之） 発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

平成28年3月11日提出

提出者 度会町 議会議員 濱岡 裕之

賛成者 度会町 議会議員 牧 幸作

同じく 舟瀬 勝

同じく 西井 仁司

同じく 溝口 周生

同じく 登 喜三雄

同じく 若宮 淳也

同じく 福井 秀治

同じく 木本タエ子

同じく 岡村 広彦

提案理由

人事院の平成27年8月6日付の国家公務員の給与に関する勧告により、度会町職員給与条例の改正を行うことに伴い、議員の期末手当の支給割合の改正を行うため、当該条例の一部を改正いたしたい。

これが、この議案を提出する理由である。

以上です。

○議長（八木 淳） 続いて、発議第2号に対して、提出議員により提案理由の説明を求めます。

5番 舟瀬勝議員。

○5番（舟瀬 勝） 発議第2号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

平成28年3月11日提出

提出者 度会町 議会議員 舟瀬 勝

賛成者 度会町 議会議員 若宮 淳也

同じく 濱岡 裕之

同じく 西井 仁司

同じく 登 喜三雄

同じく 溝口 周生

提案理由

今期度会町議会定例会において、町長より議案第14号が提出されたことに伴い、関連する条文を整備すべく同条例の一部を改正いたしたい。

これが、この議案を提出する理由であります。

以上です。

○議長（八木 淳） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

追加日程第3 これよりお手元に配付いたしました発議第1号、発議第2号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

発議第1号、発議第2号に対する質疑を打ち切ります。

お諮りします。

発議第1号、発議第2号について、討論を省略して、採決をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 異議なしと認めます。

よって、採決をいたします。

発議第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって、発議第1号については、原案どおり可決されました。

発議第2号 度会町議会委員会条例の一部を改正する条例についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成全員であります。

よって、発議第2号については、原案どおり可決されました。

◎議員派遣の件について

日程第6 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

議員の派遣を行いたいと思えます。

その目的、場所等については、お手元に配付いたしましたとおりといたしたいと

と思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

なお、この件につきまして、その内容に変更が生じた場合の取り扱いについては、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については決定いたしました。

◎閉会中の継続審査の申し出について(議会運営委員会)

日程第7 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

議会運営委員会委員長、総務教育常任委員会委員長及び産業福祉常任委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、平成28年第1回度会町議会定例会を閉会いたします。

(13時19分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員